再就職等監視委員会委員長談話

平成 25 年 3 月 26 日

- 1 再就職等監視委員会は、国家公務員法第 106 条の 20 第 1 項に基づく調査 を行った結果、国土交通省の元国土交通審議官に同法第 106 条の 2 第 1 項の 再就職規制違反行為があったことを認定し、本日、国土交通大臣に対し、調 査結果を通知するとともに当委員会の意見を申し入れました。
- 2 国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項は、府省庁の職員が、他の役職員又は元 役職員(以下「役職員等」という。) を営利企業等の地位に就かせることを 目的として、役職員等に関する情報を提供すること及び営利企業等の地位に 関する情報の提供を依頼することを禁じております。
- 3 国家公務員法第106条の2第1項の規定は、職員の行為を規制する大変厳 しいものであります。今回明らかになった再就職規制違反行為の要因の一つ には、こうした規制に対する認識の甘さがあったのではないかと考えられます。
- 4 今回のこのような事案の発生は公務に対する国民の信頼を大きく揺るが すものであります。各任命権者におかれては、所属職員に対し再就職規制を 再認識させること、職員の規範意識の向上に努めていくこと及び再就職規制 に関して誤解を招くおそれのある不適切な言動を慎むよう注意喚起を行う ことにより、公務に対する国民の信頼回復に努めるようお願いします。
- 5 また、今回の調査において、既に公益法人等に再就職した元職員や関係者 についても、再就職規制を十分に認識していなかったことが明らかとなりま した。したがって、関係機関におかれては、これらの方々に対しても、再就 職規制の浸透を図っていただきたいと考えます。
- 6 今後も当委員会は、再就職規制違反行為がないか監視し、違反行為が疑われる場合には厳正に調査し、対処してまいります。関係者並びに国民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。